

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配布された文書等
			当局	職員団体			
経 理 課	平成27年4月27日(月) 17:30～18:05(35分間)	釧路地方合同庁舎 6階防災対策室	経理課 課長 長野 豊 課長補佐 谷藤 雅之	全北海道開発局労働組合釧路支部 経理課分会 執行委員長 三輪 望 副執行委員長 原子 政春 書記長 館田 宏明	・当該における超過勤務の縮減について ・当該職員の健康安全管理について	○職員団体側から ・定時退庁日及び残業ゼロの日については、当局から職員に声かけを行うなど、超過勤務の縮減にしっかりと取り組んでいただきたい。 ○当局側から ・職員に対して積極的に声かけを行なうなど、引き続き、超過勤務の縮減に努めていきたい。 ○職員団体側から ・メンタル系疾患者に対するケアはもちろん、周囲の職員に対するケアも必要である。 ○当局側から ・該当者のみならず、周囲の職員の状況にも十分配慮し、健康管理に努めていきたい。	別紙1
公 物 管 理 課	平成27年6月17日(水) 17:20～18:00(40分間)	釧路地方合同庁舎 5階公物管理課資料室	公物管理課 課長 菅 雅弘	全北海道開発局労働組合釧路支部 公物管理課分会 執行委員長 石川 恭太 書記長 福橋 憲二 執行委員 大地 誠	・当該における超過勤務の縮減について ・当該職員の健康安全管理について	○職員団体側から ・超過勤務の実態把握に努めるとともに、縮減に向けた取組をお願いする。 ○当局側から ・適正な業務配分や計画的な業務処理に努めるとともに、必要に応じたスタッフ間の応援体制の整備、外注化の活用などにより、超過勤務の縮減に努めていきたい。 ○職員団体側から ・メンタル系疾患により休業している職員の職場復帰及び再発防止に向け、どのように取り組んでいくのか。 ○当局側から ・円滑な職場復帰に向け、試し出勤を実施するとともに、復職後については、日頃から勤務状況や健康状態等の把握に努め、業務内容に配慮しながら再発防止に取り組んでいきたい。	別紙2

## 交渉議題に係る回答メモ (2015年統一要求)

平成27年4月27日

### 1. 当課における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めてまいりたい。

### 2. 当課職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成27年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととされている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴いているところである。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用により、メンタル系疾患の予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。

## 交渉議題に係る回答メモ (2015年統一要求)

平成27年6月17日

### 1. 当課における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めてまいりたい。

### 2. 当課職員の健康管理について

健康管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成27年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととされている。

また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴いているところである。

なお、心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用により、メンタル系疾患の予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。